



Web版

発行人 福島県教職員組合
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
[定価一部 20円]
編集・責任者 角田政志
e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
http://www.f-t-u.or.jp
(この購読料は組合費に含まれています。)

福島県教組役員選挙は2月7日に決定!

2020年1月5日に開催された選挙委員会で決定されたことをお知らせします。

正式な公示文は、各支部に送付されています。「福島県教組選挙委員会発第3号」

2020年福島県教職員組合役員任期(2020年4月1日より2022年3月31日まで)

- 1 選挙の期日は、2020年2月7日(金)。但し、出張・その他やむを得ず投票に参加できない場合、2月5日(水)6日(木)の事前投票を認める。また双葉支部分会は、郵送投票とし、投票用紙が届いた時点より投票できるものとする。
2 選挙権を有するものは、第254回組織確立委員会で確認された組合員とする。
3 育休・産休・長期病休者等の投票については、2月5日(水)より2月7日(金)までの間に分会に出向いて不在者投票を行うこと。(自宅では投票できない)
4 役員の内候補の手續などについての詳細は各支部までお問い合わせください。
5 選挙の種別(福島県教職員組合規約26条及び役員選挙規程施行細則第6条)
(1) 中央執行委員長(専従) (2) 副中央執行委員長(専従) (3) 書記長(専従)
(4) 書記次長(専従) (5) 中央執行委員(中核市支部担当兼務)(専従)
兼務内訳 福島(1名) 郡山(1名) いわき(1名)
(6) 中央執行委員(女性部長)(非専従) (7) 中央執行委員(青年部長)(非専従)
(8) 会計監査委員(3名 非専従)

以上

今後、各支部において選挙委員会が開催されることとなります。支部の状況によって実際の選挙事務は若干異なります。投票用紙の配布や回収、投票の日時等、詳細については支部からの通知にしたがってください。長期休業中の組合員への周知、投票も可能な限りお願いいたします。

ここが危ない! 2019年「給特法改正」

第200回臨時国会において「上限ガイドライン」の指針化と、「1年単位の変形労働時間制」の導入を可能とする給特法改正案が可決・成立した。

給特法とは・・・教員定額使い放題

給料の4%の「教職調整額」の支給により、教員に残業代を支給しない法

教員の勤務時間外労働は、すべて「自発的勤務」とされている。

●「改正」の問題点

その一 超勤45時間までOK? そもそも、超勤がおかしい!

時間外手当も支払われていない「時間外勤務時間」(在校等時間-勤務時間)に法制度をもって上限規制することに矛盾あり。日々の業務削減が先!

その二 実質勤務時間が増える可能性大!

介護・育児との両立がより難しくなるかも!

教員の「時間外勤務時間」を見かけ上削減し、「働き方改革」の成果とするために、「1年単位の変形労働時間」を強引にトップダウンで導入。

詳しくは、教育新聞1月号をご覧ください。

